

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、介護業務に従事していた。

請求人によれば、請求人は、会社におけるパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）等が原因で平成〇年〇月上旬から既往症である多汗症が悪化したほか、不眠、動悸、下痢、嘔吐及び幻聴などの症状が出現したという。

請求人は、同年〇月〇日、C病院に受診し「右ぶどう膜炎、右続発性緑内障」と診断され、その後、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「うつ状態、適応障害」と診断された。

請求人は、これらの傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、上記精神障害等の傷病は業務上の事由によるものであるとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害等の傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した疾病名及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）の意見書においては、請求人は、平成〇年〇月下旬頃に「F 4 3. 2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したとされている。請求人の症状の経過及び医学的意見等に照らし、当審査会としても専門部会の意見は妥当なものであると判断する。

なお、請求人が発症したと申し立てる多汗症及び緑内障は、決定書のとおり労働基準法施行規則第35条別表1の2各号に揚げられておらず、業務と当該疾病の発症との間に因果関係が確立していないものであるところ、請求人の就いていた業務について、当該疾病を悪化又は発症させるに足る要因が個別的にあったとする特段の事情があったものとは認められないことから、当該疾病について業務起因性を認めることはできないものである。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」の「特別な出来事」の類型に示されている「心理

的負荷が極度のもの」及び「極度の長時間労働」についてみる。

評価期間において、請求人に「心理的負荷が極度のもの」は認められない。「極度の長時間労働」については、請求人は、時間外労働時間数は1か月当たり160時間以上に及ぶと主張しているが、請求人の所定労働時間は、午後6時から翌日午前9時までとされており、複数の職場関係者が、このうち、午後10時から翌日午前5時までは休憩仮眠時間である旨、また、この休憩仮眠の時間帯には、請求人は、仮眠をきちんととれていたはずである旨述べている。さらに、複数の入居者が、請求人はいつも飲酒ないし携帯を操作していた旨、また午後9時頃からはほとんど寝ていた旨述べている。これらの申述内容には具体性があり、虚偽であるとは考えられず、午後10時から翌日午前5時までの時間帯において請求人が業務に従事していたとは認め難く、請求人の主張は採用できない。したがって、当審査会も、請求人の時間外労働時間数は監督署長の認定したとおりであり、請求人に「極度の長時間労働」は認められないものと判断する。

(4) 評価期間における「特別な出来事以外」についてみると、請求人は、業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①宿直員として採用されながら、介護業務に従事することを強いられた、雇用保険に未加入であった、会社が介護給付費の不正請求を行うような問題のある企業であった、及び違法な医療行為を指示されたなど、違法行為を受けたり、またはこれを強要させられたこと、②宿直員として採用されながら入居者の病死に立ち会ったこと、③会社側から様々なパワハラを受けたこと、の3つの出来事を主張している。

ア ①の主張についてみると、社長の実母である関連会社E社長は、「本人の希望を確認した上で、会社が研修費用を負担してヘルパー2級を取ってもらった。」としており、また、請求人の職場での指導係であったF社員も同様の申述をしていることから、少なくとも、請求人が介護業務に従事することを強いられたとみることはできない。請求人の雇用保険が未加入であったこと、会社が介護給付費の不正請求を行う等の問題のある企業であったことについては、請求人がこれらの違法行為を強要されたものではないため、業務による心理的負荷があったとみることはできない。さらに、違法な医療行為を指示されたことについては、関連会社E社長及びF社員は、入居者の具合が悪いときには請求人に入居者の体温と血圧の測定をお願いしたことがあ

る旨述べているところ、体温や血圧の測定は原則として医療行為ではないとされており、また、関連会社E社長は、請求人自身が医療行為を行った事実はない旨述べている。そうすると、

同主張についても、業務による心理的負荷をもたらす出来事であったとみることはできないものと判断する。

イ ②の主張についてみると、請求人に対する労働条件通知書には、請求人の従事すべき業務の内容として、「宿直員として利用者の身体状況の把握、生活の手助け。夕、朝食の準備・配膳等」と記載されており、業務の内容として身体状況の把握が明記されていることが認められる。仮に請求人がこの通知書を受領していないとしても、請求人は、入社後、平成〇年〇月に介護ヘルパーの資格を取得し、評価期間において介護職員として勤務している事実があり、入居者の病死に立ち会ったことは職務上想定内の出来事であると考えられ、また、その対応も複数人で行われていることから、請求人に、「弱」を超えるような業務による心理的負荷をもたらす出来事であったとみることはできないものと判断する。

ウ ③の主張についてみると、会社関係者の申述からは、請求人に対するパワハラがあったことをうかがわせるものは認められず、この点、請求人の主張を裏付ける資料も認められないものであり、請求人について、業務による心理的負荷をもたらす出来事であったとみることはできないものと判断する。

(5) 請求人には、時間外労働について、発病前6か月間において、恒常的な時間外労働は認められない。

(6) 以上により、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」と判断する。

(7) 業務以外の心理的負荷及び個体側の要因については、請求人には業務以外の出来事は認められず、個体側要因についても特段の問題は認められない。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。